

令和 6 年（2024 年）度佐賀県地域自殺対策強化事業公募要領（民間団体補助）

1 概要

県では平成 11 年以降県全体で自殺対策に取り組み、年間 200 人を超えていた自殺者数は徐々に減少していましたが、近年は年間 140 人前後で横ばい状況となっており、令和 5 年は 121 人の方が自殺で亡くなられています。このため、引き続き、関係機関と一丸となって更なる自殺対策に取り組み、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指していく必要があることから、自殺対策に取り組む民間団体を対象とした補助事業を実施します。

2 募集対象団体

佐賀県内で活動する民間団体であって、営利を目的とせず、自立的・継続的に自殺対策に関する活動を行う団体

3 募集の条件

- (1) 団体の運営に関する規則、会則等に則り、県内で自殺対策に係る事業を的確に遂行できること。
- (2) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

4 対象となる事業・経費・補助額

| 事業名 | 事業内容 | 基準額 | 対象経費 | 補助限度額 |
|--------|---|--------------|--|--------|
| 対面相談事業 | <p>ア 目的</p> <p>自殺に関する悩みを抱える者等に対して、相談会の開催や相談窓口を設置することで、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等、自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施することにより自殺を未然に防ぐことを目的とする。</p> <p>イ 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の健康等の健康要因に関する相談会や、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務、労働問題等に対する生活相談と併せて行う総合支援相談会の開催等・個別相談に対応するための対面式の相談窓口の設置や、既存窓口の充実等 ・伴走型支援に対応するための相談窓口の設置や、既存窓口の充実等 ・他の分野の相談事業における相談者や他の支援制度の利用者に対して、必要に応じて行う保健所、市町村の保健センター等による訪問相談等・孤立予防やメンタルヘルス向上を支援するための傾聴サロンの設置、運営・生きる力を底上げするため悩みを分かちあえる集い等の設置、運営 | 知事が必要と認められた額 | 事業実施に必要な報酬、賃金、報償費、社会保険料等、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料 | 500 千円 |

| | | | | |
|--------------|--|--|--|----------|
| | ・相談担当者や家族等の支援者等への支援 等 | | | |
| 人材養成事業 | <p>ア 目的</p> <p>自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺予防電話相談員の養成を目的とする。</p> <p>イ 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防電話相談員の養成や、電話相談員のスキルアップに関する研修会の開催等 | | 事業実施に必要な報酬、賃金、報償費、社会保険料等、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料 | 1,000 千円 |
| 自死遺族支援機能構築事業 | <p>ア 目的</p> <p>自殺で親族等を亡くした遺族等に対する総合的な支援を強化する。とりわけ、自死遺族等が必要とする支援情報の提供体制を整備し、遺族等の自助グループ等の地域における活動支援や遺族等への相談支援、自死遺児への支援を強化する。</p> <p>イ 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、職場で自殺が起きた時の遺された家族や関係者に対する支援の促進（自殺発生直後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの自殺発生直後の対応及び遺児支援等に関する資料の普及） ・各地域における遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供の推進及びそのための体制の整備 ・遺族等の自助グループ（わかちあいの会）等の設立や運営支援 ・遺族等への法律面や生活面における相談支援 ・遺児のための総合的な育成支援活動の実施及びそのために必要な研修や協議等の実施 等 | | 事業実施に必要な報酬、賃金、報償費、社会保険料等、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料 | 400 千円 |
| 若年層対策事業 | <p>ア 目的</p> <p>近年、自殺死亡率について、他の年齢層では減少傾向を示している中であっても若年層は高止まりを続けており、10 代後半から 30 代の死亡原因の第一位は自殺という状況が続いている。</p> <p>こうしたことから青少年、若年層の自殺対策は重要な課題であり、青少年、若年層の心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けることへの支援等を行う。</p> <p>イ 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層（40 歳未満）及び若年層を支援する者に対する対 | | 事業実施に必要な報酬、賃金、報償費、社会保険料等、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料 | 300 千円 |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | <p>面相談事業、自殺対策に携わる人材の養成、民生委員や児童委員、地域住民など、地域に密着したゲートキーパーの養成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒等を含む若年層が、生活上の困難や心理的ストレスに直面した際、周囲に対して助けを求めることができる力を身に付けさせるための教育や啓発、教職員等に対する若年層の自殺予防に関する養成研修 等 ・中学生以下の者に対する事業と併せてその保護者（40歳以上を含む）に対しても行う事業 | | | |
|--|--|--|--|--|

※予算の範囲内での実施となるため、応募どおりの額とならない場合があります。

○対象経費についての留意事項

| 区 分 | 経 費 |
|----------|--|
| 報酬 | 事業実施に必要な非常勤職員の人件費 |
| 報償費 | 外部講師・委員等の謝金 |
| 賃 金 | 一時的に雇用したパート及びアルバイト等の賃金 |
| 社会保険料等 | 賃金、報酬に係る社会保険の保険料 |
| 旅 費 | 交通費、宿泊費 |
| 需用費 | 消耗品費、燃料費、印刷製本費、会議費（懇親会等における飲食費用を除く）図書購入費 |
| 役務費 | 通信運搬費、保険料、広告料等 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料 |

5 事業の実施期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までとします。

6 応募期間と応募方法

- (1) 応募期間 令和6年(2024年)5月22日(水)～令和6年(2024年)6月5日(水)(当日必着)
- (2) 応募方法 下記の応募書類を応募先まで郵送又は持参してください。(書類は返却しません)
 - ①佐賀県地域自殺対策強化事業（民間団体補助）申込書
 - ②団体概要
 - ③団体の定款、会則、又はこれに変わるもの
(任意) 提案事業を理解するため参考となる資料（団体等のパンフレット）

7 選定方法

- (1) 佐賀県健康福祉部障害福祉課で事業内容の書面審査を行い、提案のあった事業の採択・不採択について選定を行います。なお、選定に当たり、個別に事業内容の確認等をさせていただく場合があります。

(3) 選定にあたっては、以下の選定基準を重視し、総合的に評価して決定します。

- ①本県の自殺の状況や課題を反映した事業計画の立案や、事業実施を行うことができるか。
- ②本県の自殺対策に貢献できる内容であるか。

8 選考結果

- (1) 選考結果については、応募いただいた全ての団体に対して、文書にてお知らせします。
- (2) 採択された団体は事業の概要を県のホームページで公表します。
- (3) 選考結果（採択または不採択）の個別理由については、お答えしません。

9 問い合わせ先

佐賀県 健康福祉部障害福祉課 精神保健福祉担当

〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1-59

電話 0952-25-7064

E-mail:shougaiifukushi@pref.saga.lg.jp